|  |
| --- |
| 　番号年　　月　　日　　長崎県知事　　　　様経営者　　　　　　　　　老人居宅生活支援事業開始届老人福祉法施行規則第１条の９の事項について下記のとおり届け出ます。記１　事業の種類及び内容２　施設の名称、種類及び位置３　経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）４　届出者の登記事項証明書又は条例５　職員の定数及び職務の内容６　主な職員の氏名７　事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。８　老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事 |
|  業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあっては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住 居の名称、種類（小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）９　事業開始の予定年月日 |